平成２６年（フ）第１７４号
大分市大字畑中972番地の１　松田アパート202
債務者　佐藤　幸利
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８号
宮崎県延岡市若葉町１丁目2774番地２、旧住所宮崎県延岡市片田町2886番地１　コーポ自由ケ丘１－Ｄ
債務者　東　　実穂
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目71番地
債務者　中西　　智
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市小松北町２丁目２番６－105号
債務者　橋本　靖乃（旧姓津村）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２７号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目35番１－401号
債務者　林　　義夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４４号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目22番地の14アメニティ東園田201号
債務者　与小田芳子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35築地北住宅906号
債務者　杉本　雄二
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５８号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１－807号
債務者　前田　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８６号
兵庫県西宮市浜松原町８番１－201号
債務者　住谷　秀育
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9669番地６ガーデンヒルズ川良401号
債務者　大津　慎也
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４８号
佐賀県唐津市相知町横枕990番地
債務者　山口　恭平
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５５号
佐賀県唐津市神田2409番地４　レジデンス青山205号
債務者　川添かおり
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県篠山市東岡屋61番地１　ハイツ東岡屋208号、前住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑西山５番地75
債務者　山下　好平
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
兵庫県篠山市杉24番地１　杉本アパート３号、前住所大阪府枚方市宇山東町８番８号
債務者　岸本　京子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
兵庫県篠山市住吉台８番地５
債務者　酒井えり子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県丹波市柏原町柏原2997番地19
債務者　宮崎　淳子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲15890番地１　コーポ山崎Ｅ－103号
債務者　水田奈津子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　佐賀地方裁判所武雄支部